

ノンライセンス会員（移行）について

資格保有の復活について

平成 28 年度中に 1年間 4 ポイント 取得の上で、同封の復活申請書をご提出ください。

※資格の復活は次年度からになりますので、ご注意ください。 **(最短復活の場合)**

その後、理事会承認を経まして復活手続き費用（5,000 円）納入後、正会員に復活となります。

USPTA 会員については再入会が可能です。

（USPTA 資格登録料：7,500 円、USPTA 年会費：15,000 円）

※恐れ入りますが、インターネットや履歴書などの書類、および名刺などに資格保有である旨を記載することは、ご遠慮ください。 **（ポイント制度の公平さを保つため）**

ノンライセンス移行による会員サービスの変更点について

【1】会員サービス

ノンライセンス移行に伴い、下記の(1)と(5)～(8)が適用されません。USPTA も退会となります。

会員規程 第 15 条

※(1) 取得した認定ライセンス又は、資格によりそれぞれの呼称を使用することができる。

- (2) 会員証が発行される。
- (3) テニス保険に自動的に加入となる。(保険料は本協会負担)
- (4) テニススクール共済制度に加入できる。
- (5) カフェテリアプランに加入できる。
- (6) 申請、認定を受けて、JPTA オフィシャルテニススクールの名称を使用することができる。
- (7) 申請、認定を受けて、JPTA 公認テニスアカデミーの名称を使用することができる。
- (8) 申請、認定を受けて、JPTA 公認専門学校の名称を使用することができる。
- (9) 慶弔見舞金制度により見舞金を受けることができる。
- (10) JPTA ホームページ上に写真とプロフィールを公開することができる。
- (11) JPTA (USPTA) マーク入りの名刺を使用することができる。(台紙有料)
- (12) JPTA オフィシャルグッズ、JPTA オリジナルグッズを会員価格にて購入できる。
- (13) 本協会主催のセミナー、イベント、コンベンション等に会員価格で参加できる。

（以上、平成 23 年度規程集 会員規程 第 1 章総則 第 15 条一部抜粋）

【2】年会費について

年会費は 25,000 円となり、資格の更新料 2,600 円はいただけません。

※シニア会員の場合は、更新料はいただいておりません

【3】会員証、認定証について

後日、ノンライセンス会員カードをお送りいたしますので、お手元にある会員カードと認定証を返送いただきますようお願い申し上げます。 なお、上記方法にて復活された場合は、会員カード、認定証は再発行いたします。